

いばらきまちづくの通信

つどえ~る!

特 集 うるおいのある美しい まちづくりを目指して



こんなことでいいのでしょうか?



違法屋外広告物の例

写真左 電柱に無秩序 に貼り付けられたチラ

写真右 立看板

CONTENTS

<特集> うるおいのある美 い はちづくをめざして	2 - 3
<市町村探訪> 市民参加型まちづくりへの挑戦 ~ 簡ヶ崎市まちづく講座」(値ヶ崎市)	4-5
<まちづく団体の取り組み> ~ こんなことやってます~ 真壁の歴史的街並みを守り育てる ディスカバーまかべ	6-7
<街角レポート>	8- 9
<情報スクラップ>	10-15
<いろはに水へ都市計画>(都市計画ミニ知識)	16

電柱に貼り付けられたチラシや、立 看板、皆さんも街を歩いていてよく目 にとまったり気になりませんか?

これらは街の景観を損なった以時には歩行の邪魔になったりと危険性も伴います。

また最近カラフルな大型広告で車 体全体を覆われたバスを目にしませ んか?

今回は、身近な街の景観についての話題を紹介しながらうるおいのある美しい街づくはこついて考えてみたいと思います。

Vol 6

平成14年9月15日



特集がある美いはがくが目指して

「バスをラッピング」

車体を大型広告で覆ったバスをラッピングバスと 言いますが,海外や東京等ではおなじみのこのバス を県内でも見かけるようになってきました。

これは,昨年10月に「県屋外広告物条例施行規則」が改正されたことによります。

これまでは、景観や安全性への配慮によりバス全体への大型広告は認められていませんでしたが、近年の印刷技術や広告技術の著しい発展により美しく効果的な広告が可能となったことやバスが単なる輸送手段にとどまらず情報発信源として地域社会に根ざす存在になってきたため規制が緩和されました。

このラッピングバスですが、県内で、今年6月末 現在では、商業広告6台、バス会社の自社広告11 台、市町村周遊バス3台の合計20台が走っていま す。

走行ルートは,まだ水戸市周辺が中心ですが,今後は,多様なラッピングバスが県内各地を走ることになるでしょう。

なお,広告の掲出にあたっては,市町村の許可の前にバス協会が設置している審査委員会で交通安全や都市景観,環境との調和等との観点で審査を行っており,街の景観が損なわれないような基準も設けられております。

大子町周遊バス 街に彩りのアクセントをつけるような 明るい色調のラッピングバス 子ども達にも人気者だ





屋外広告物のルールと都市環境確保活動

県では,美観風致の維持と公衆への危険防止のため,「屋外広告物条例」を定めて設置をしてはいけない場所や広告の大きさの制限など,さまざまなルールを定めています。

更に例年9月10日の「屋外広告物の日」にちなんで,9月を「屋外広告物美化強調月間」と定め,市町村を中心に電柱や街路柱などに表示されているはり紙,はり札,立看板などの違反広告物の一斉除去を実施しています。

特に今年は,6月のサッカーワールドカップや8月の2002年茨城総体(インターハイ)の前に県内多くの市町村で一斉除去を実施しました。除去作業は,市町村職員,関係企業はもちろんのこと市町村が委嘱した違反広告物追放推進員や地元住民団体,シルバー人材,学生などの多数の参加のもと実施されています。



貼り紙は那珂川の見晴らしの良い景観にも水を差 してしまう。



美しい都市景観の形成を目指して

景観は都市や地域の個性や文化の表れでもあり,住民のまちづくりへの参加とともに景観に対しても住民の関心が増加しています。

屋外広告物を含め美しい景観の形成には,住民,事業者や行政などの連携,協力により取り組んでいくことがますます重要になって来ています。

(問い合わせ先:茨城県土木部都市局

都市計画課 都市行政G 029-301-4579)

後を絶たない違反行為

市町村を中心にシルバー人材など多数の善意の人々によるまちの景観保全の取り組みは続いています。